資料編





富士河口湖町総合計画審議会条例

平成18年6月12日 条例第42号 改正 平成24年3月9日条例第2号 平成29年3月10日条例第4号

(設置)

第1条 町における住民福祉の向上と町政の発展を図るための総合的かつ基本的な長期計 画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、富士河口湖町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 総合計画策定の基準となるべき事項
 - (2) 総合計画の実施に関し必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関する重要な事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要に応じ、町長に意見を申し出ることができる。

(資料の提出等)

第3条 審議会は、必要に応じ、町長に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(組織)

- 第4条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、町議会議員、学識経験者、公共団体の役員及び職員のうちから町長が委嘱 し、又は任命する。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため、特別委員を置くことができる。
- 4 前項の特別委員は、町長が必要と認めるときに委嘱する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、町議会議員、公共団体の役員及び職員のうちから委嘱され、又は任命された委員は、その職を離れたときは、委員の職を失う。
- 2 特別委員の任期は、専門の事項の調査を行う期間内とする。
- 3 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第6条 審議会に会長1人及び副会長2人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選によりこれを決める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位によ

りその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(平24条例2・平29条例4・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



富士河口湖町総合計画審議会委員名簿(敬称略)

No.	区分	氏 名	備考
1	委員	外川満	富士河口湖町議会議長
2	委員	渡辺英之	富士河口湖町議会総務常任委員長
3	委員	堀 内 昭 登	富士河口湖町議会文教社会常任委員長
4	委員	渡 邊 美 雄	富士河口湖町議会産経土木常任委員長
5	委員	渡辺武則	富士河口湖町消防団長
6	委員	小佐野 清 司	民生児童委員協議会長
7	委員	渡 辺 学	富士河口湖町障害者福祉会長
8	委員	倉澤 吉郎	農業委員会長
9	委員	梶 原 作 造	教育委員(教育長職務代理)
10	会 長	外 川 誠	河□湖商工会長
11	委員	山 下 茂	富士河口湖町観光連盟会長
12	委員	宮下芳三	自治会長・区長連合会長(河口地区 自治会長代表)
13	委員	三 浦 道 安	船津地区 自治会長・区長代表
14	委員	小池久夫	小立地区 区長代表
15	委員	堀 内 英	大石地区 区長代表
16	委員	在 原 光 弘	勝山地区 自治会長・区長代表
17	委員	三 浦 健三郎	足和田地区 区長代表
18	委員	渡邊隆彦	上九一色地区 区長代表
19	委員	渡 辺 克 美	男女共同参画推進委員長
20	副会長	梶 原 経 子	女性団体連絡協議会長
21	委員	渡邉一之	富士河口湖町小中学校·PTA 連合会長
22	委員	耒住野 柾 利	富士河口湖町保育所連絡協議会長
23	委員	伊藤 誠 司	山梨赤十字病院長
24	委員	小石川 浩	小·中学校校長会長
25	委員	小 林 敬 行	中央公民館運営審議会委員長



審議会答申

令和5年2月16日

富士河口湖町長 渡辺 喜久男 様

富士河口湖町総合計画審議会 会 長 外川 誠 (公印省略)

第2次富士河口湖町総合計画後期基本計画(案)について(答申)

令和5年1月16日付け、富河政発第1-9号にて諮問のありました、第2次富士河口 湖町総合計画後期基本計画(案)について、当審議会で慎重に審議を重ねてきました。

第2次富士河口湖町総合計画後期基本計画(案)について、概ね適切であると認め、ここにその旨を答申いたします。

なお、当審議会の審議において主要な論点となった事項を次のとおり意見として付しま すので、これらの事項に十分配慮していただきますようお願いいたします。

- 1 本総合計画に掲げる各施策の実施にあたっては、町民や関係団体等との協働により、 適切・着実に推進されたい。
- 2 本総合計画に掲げられた将来像の実現に向け、5つの基本的方向に基づく38の基本 施策については、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルによる効率的な事業実 施に努めて頂きたい。
- 3 社会経済情勢の先行きが不透明な中、本計画に基づく施策の推進はもとより、変わりゆく状況(再生可能エネルギーへの取り組みや移動制約者への対応等)に即した対応に努めて頂きたい。



第2次富士河口湖町総合計画後期基本計画

編集:富士河口湖町 政策企画課

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地

電話 0555-72-1111 (代) FAX 0555-72-0969







町の花 月見草(待宵草)



町の鳥 やまがら



